第２期宍粟市社会教育振興計画
（後期計画案）

「人をつなぐ　地域をつなぐ　未来へつなぐ」
誰もが輝き活躍する
宍粟の生涯学習

令和９年３月
宍粟市教育委員会

ごあいさつ



近年、人口減少や少子高齢化の進行、急速なデジタル化、価値観やライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会は大きく変化しています。こうした先行きの見通しにくい時代にあって、市民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、その学びを通じて心豊かに、自分らしく生きること、すなわち一人ひとりの幸福（ウェルビーイング）を実現していくことが、これまで以上に大切になっています。

社会教育は、市民の主体的な学びを支え、人と人とのつながりを育み、地域の活力を生み出す原動力です。とりわけ、人生１００年時代を迎えた今、誰もが必要なときに学び直し、新たな知識や技能を身につけることのできる環境づくりがもとめられています。また、年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が安心して学びに参加できるよう、多様性に配慮した学びの場を整えていくことも重要です。さらに学びによって得た成果を地域に還元し、市民や地域がともに支え合いながら、持続可能な地域社会をつくっていくことが期待されています。子どもから高齢者まで、それぞれの世代が学び合い、つながり合うことで、地域全体の学びの力を高めてまいりたいと考えています。

宍粟市教育委員会では、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、このたび本計画の見直しを行い、令和９年度から令和１３年度までを期間とする後期計画として、新たに歩みを進めることといたしました。本計画では、市民の皆様が生涯を通じて学び合い、支え合い、ともに成長できるまちの実現をめざしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました市民の皆様、関係者の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、計画の推進に向け、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和９年３月

宍粟市教育長　　中　田　直　人

目　　次

第１章　計画の策定と背景

第１節　生涯学習・社会教育を取り巻く情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第２節　本市の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第３節　社会教育の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第２章　策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第２節　計画の位置づけと期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第３節　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第４節　計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第５節　計画の施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第３章　計画の内容

◆基本目標１　私たちは生きがいを持って学びます・・・・・・・・・・・・・・・・・13～18

基本施策１　誰もが学べる学習環境づくりを進めます

①　人生100年を通じた誰もが参加できる生涯学習の推進

②　誰もが利用しやすい生涯学習施設の環境整備・充実

◆基本目標２　私たちは持続可能な地域をつくります・・・・・・・・・・・・・・・・19～22

基本施策２　共に学び支えあう連携・協働を進めます

①　学びによる人と人とのネットワークの推進

②　地域を担う人材育成

③　学びを通じた市民参画による地域づくりの進めます

◆基本目標３　私たちは安心して子育てができる地域にしていきます・・・・・・・・23～25

基本施策３　みんなで子どもたちを育てていきます

①　家庭・地域・学校園所がつながる子どもたちの学びの場の創造

②　子どもたちの体験活動の充実

◆基本目標４　私たちは人権を尊重していきます・・・・・・・・・・・・・・・・・26～28

基本施策４　人権を文化として高める取組を進めていきます

① 地域・学校園所・関係機関と連携した人権教育を進めます

② 人権を尊重した地域づくりや交流活動を支援

③ 人権教育の推進と啓発活動の充実

◆基本目標５　私たちは芸術文化活動や伝統文化を大切に育みます・・・・・・・29～33

基本施策５　地域の歴史や伝統文化を次世代に継承するとともに、芸術文化の振興を図ります

① 地域の歴史・文化に関する学習や展示・講座の充実

② 歴史・文化遺産の体系的な保存整理・調査研究と専門的人材の育成

③ 文化財の公開・活用

④ 芸術・文化活動の振興

◆基本目標６　私たちは読むこと知ることの喜びを見つけていきます・・・・・・34～38

基本施策６　本に親しみ知りたい情報を得られる環境を整備します

① 計画的な蔵書管理と図書館職員の人材育成

② 多様な利用者に応じた図書館サービスの提供

③ 図書館施設や機能の充実

資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39～45

１　第２期宍粟市社会教育振興計画中間見直し（後期計画策定）経過
２　第２期社会教育振興計画中間見直し（後期計画策定）会議構成員名簿
３　社会教育関連施設
４　用語解説

第１章 計画の策定と背景

第１節　生涯学習・社会教育を取り巻く情勢の変化

（１）社会的背景

近年、生涯学習・社会教育を取り巻く現況は大きく変化しています。少子化・人口減少や高齢化の進行、グローバル(11)化の進展、地域間格差の拡大、社会のつながりの希薄化、ICTによる技術革新の進展等が急速に進んでいます。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大と国勢情勢の不安化という予測困難な時代が象徴するように、社会の様々な課題が浮き彫りになり、これまで以上に複雑で多様な社会課題への対応が求められています。こうした状況にあって、市民誰もが希望をもって生きられ、一人一人の可能性が広がる社会を築くため、「絆」を深め、「在りたい未来」を創造する力の育成が重要となっています。今後、社会がより多様で複雑化する中にあって、その変化に対応できる力を市民一人ひとりが身につけることが必要となっています。そして、人生100年時代(13)において誰もが心豊かな人生を送ることのできる持続可能で、多様性と包摂性のある共生社会をつくるには、生涯を通じて主体的に学び続け、学んだことを社会の様々な場面で発揮できる環境が求められています。

（２）国の動向

・平成18（2006）年12月、教育基本法が約60年ぶりに改正され、国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとはじめて「生涯学習の理念」が規定されました。

・平成30（2018）年12月、中央教育審議会答申「人口減少社会の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策」では、社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」 の重要性が示されました。また社会教育施設には、学習拠点としての役割に加え、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組などの役割が求められています。

・令和（2023）年６月、第４期教育振興基本計画が閣議決定されました。本計画は、2040年以降の社会を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング(5)の向上」をコンセプトとして掲げています。

・第４期教育振興基本計画では、グローバル化する社会の持続的な発展に向けた人材育成、誰一人取り残されず全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現、地域や家庭で共に学び

支え合う社会の実現、教育デジタルトランスフォーメーション(21)（ＤＸ）の推進を基本的方針としています。

・特に生涯学習・社会教育については、地域コミュニティ(17)を基盤としてウェルビーイングを実現していく視点が重要とされており、生涯学習・社会教育を通じて、個人と社会の持続的な発展を支える人材育成が期待されています。

（３）県の動向

・令和５（2023）年度、第４期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）［令和５（2023）年度～令和９（2027）年度］が策定されました。本プランでは、「兵庫が育むこころ豊かで自立する人づくり」を基本理念とし、「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成を重点テーマとして掲げています。

・第４期プランでは、予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進、すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築、安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実を基本方針としています。特に、生涯学習・社会教育については、県民一人一人がその生涯を通じて学び続け、学びの成果を社会の様々な場面で発揮できる社会の形成が求められています。

・地域の歴史文化遺産の着実な保存、継承と活用のため、兵庫県文化財保存活用大綱（令和２（2020）年３月）が策定されました。

・誰もが芸術文化に親しめる環境の充実と、芸術文化を通じた地域づくりに向けた取組推進をめざし、第４期芸術文化振興ビジョン［令和８（2026）年度～令和１２（2030）年度］が策定されました。

（４）宍粟市の動向

・令和４（2022）年３月に「第２期宍粟市社会教育振興計画（前期計画）」を策定しました。本計画は、第１期計画における「つなぐ」をキーワードとした取組の成果と課題を踏まえ、「人をつなぐ地域をつなぐ未来へつなぐ」を基本理念とし、「人づくり、つながりづくり、地域づくり」が「学びと活動の好循環」を生み出す社会教育を推進しています。

・人口減少・少子高齢化が進行する中で、令和２（2020）年４月に一宮市民協働センターを、令和３（2021）年12月に千種市民協働センターを設置し、令和５（2023）年度に波賀市民協働センターを設置しました。これにより、市内北部の「生活圏の拠点」づくりが完成し、教育部と市長部局が一体となった人づくり・つながりづくり・地域づくりの総合的な推進体制が整備されました。

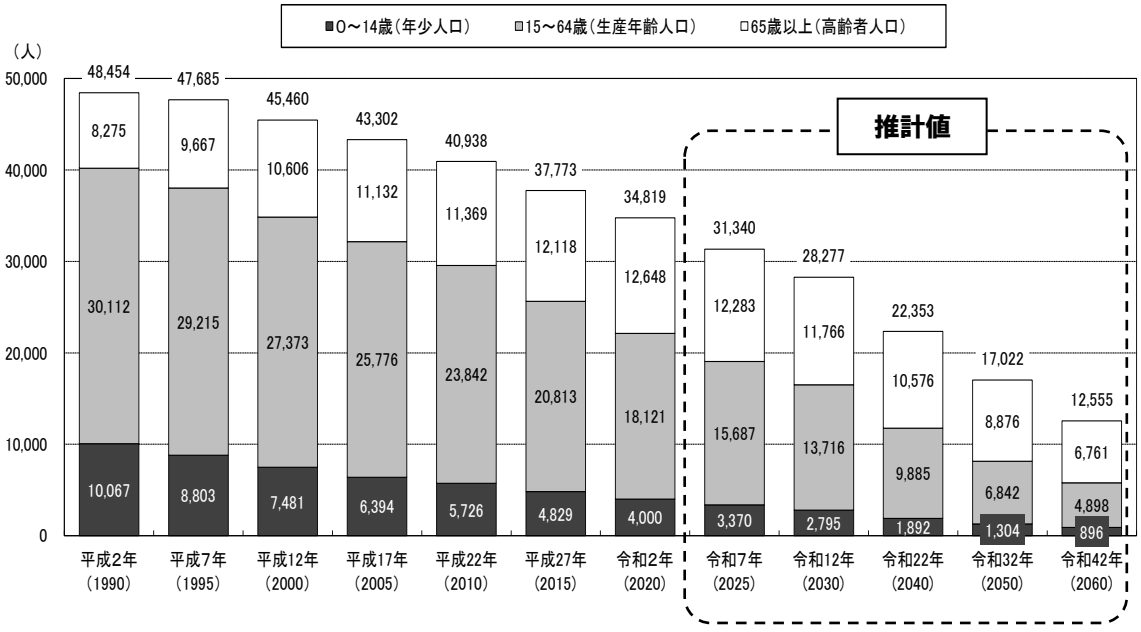
・令和５（2023）年度に「宍粟市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツ分野を社会教育振興計画から分野別計画として独立させました。これにより、生涯学習・社会教育の充実に特化した施策展開が可能になりました。

・部活動地域展開に向けて、令和７（2025）年度から宍粟市部活動地域展開推進委員会を設置し、少子化の中でも地域全体で子どもたちがスポーツや文化芸術活動に生涯にわたって親しむことのできる環境整備を進めています。

【人口の状況】

本市の人口は、恒常的に減少を続け、平成22（2010）年に40,938人でしたが、令和２（2020）年には34,505人と３万5千人を下回り、10年間で約15.71％の減少となっています。国による将来推計をみると、令和12（2030）年までの10年間で約18％減少し、28,277人となる見込みです。年齢３区分別人口構成比の推移をみると、「０歳から14歳まで」の年少人口比率、「15歳から64歳まで」の生産年齢人口比率が減少し、「65歳以上」の高齢者人口比率が高くなるため、若い世代の働き手や地域活動・社会活動の担い手不足が懸念されます。一方で、元気な高齢者世代が地域でのボランティア活動や経験を生かした次世代への支援など、活躍への期待が高まります。

■総人口、年齢３区分別人口の推移と将来推計



※年齢不詳を含むため、総人口と内訳の合計は一致しない。推計値は四捨五入により合計が一致しないことがある。
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計（平成 30（2018）年時点）

第２節　本市の現状と課題

【現状】

本市では、市民一人ひとりが、心豊かにいきいきと学べるまちをめざし、「つなぐ」をキーワードに共に学び支えあえる各種施策の推進を行っています。

学習環境づくりとして、幅広い世代の人が参加しやすいよう、市民大学をはじめとする各種生涯学習講座、高齢者大学、青少年体験活動や、家庭・地域・学校と連携した放課後子ども教室など様々な学びの場を提供し、学びのきっかけづくりと仲間づくりや施設の環境整備に取り組んでいます。人権学習では、人権文化が日々の暮らしに根づくまちづくりをめざし、地域・学校園所・関係機関と連携した人権教育と人権を尊重した地域づくり学習など人権推進と啓発活動を展開しています。さらに地域での芸術文化活動支援や振興、地域の歴史、伝統文化を大切に保存する施策、幼少期から本に親しみ、読書の喜びを見つける図書館事業、元気な宍粟の実現をめざした生涯スポーツ活動の推進と幅広い社会教育施策を展開し、学びの成果を地域で生かすことができるよう、生涯学習センターや市民協働センターを中心に「学びと活動の循環」についての取組を行っています。

【課題】

「学びと活動の循環」については、一部では子どもたちへの講座や地域活動などで、実践されているものの、その循環は連続性のあるものとはなっていません。この「学びと活動の循環」をより強化するためには、登録団体・ボランティア・地域学校協働活動・社会教育士（社会教育主事）等の社会教育人材が活躍できる場の拡充と、多様な主体との連携・協働を進める必要があります。特に、学校部活動の地域展開が進められる中で、地域のスポーツ・文化芸術活動の受け皿となる地域クラブの役割が高まっています。地域クラブが、子どもたちの活躍の場であると同時に、世代を超えた交流や地域人材が指導者として関わる場となるよう、関係団体や学校との連携のもとで、その育成・運営を支える環境を整えていくことが課題となっています。

地域社会を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化にともない、まちづくりの担い手不足が進行している一方で、インターネット(3)の飛躍的な発展に伴い、SNS(4)を使った情報発信や交流がより身近になる情報化社会の進展とあいまって、個人の価値観やライフスタイル(30)は多様化し、市民の学習ニーズやそのスタイルも大きく変化するようになりました。また、個人の生活様式や考え方がより尊重されるようになる一方で、従来の地域コミュニティを中心とした連帯感の希薄化とともに、地域における課題もより複雑になっています。

それゆえ、「人づくり」「地域づくり」「つながりづくり」という社会教育の役割は、多様化、複雑化していく地域課題を解決するためにも、よりその重要性が高まっています。

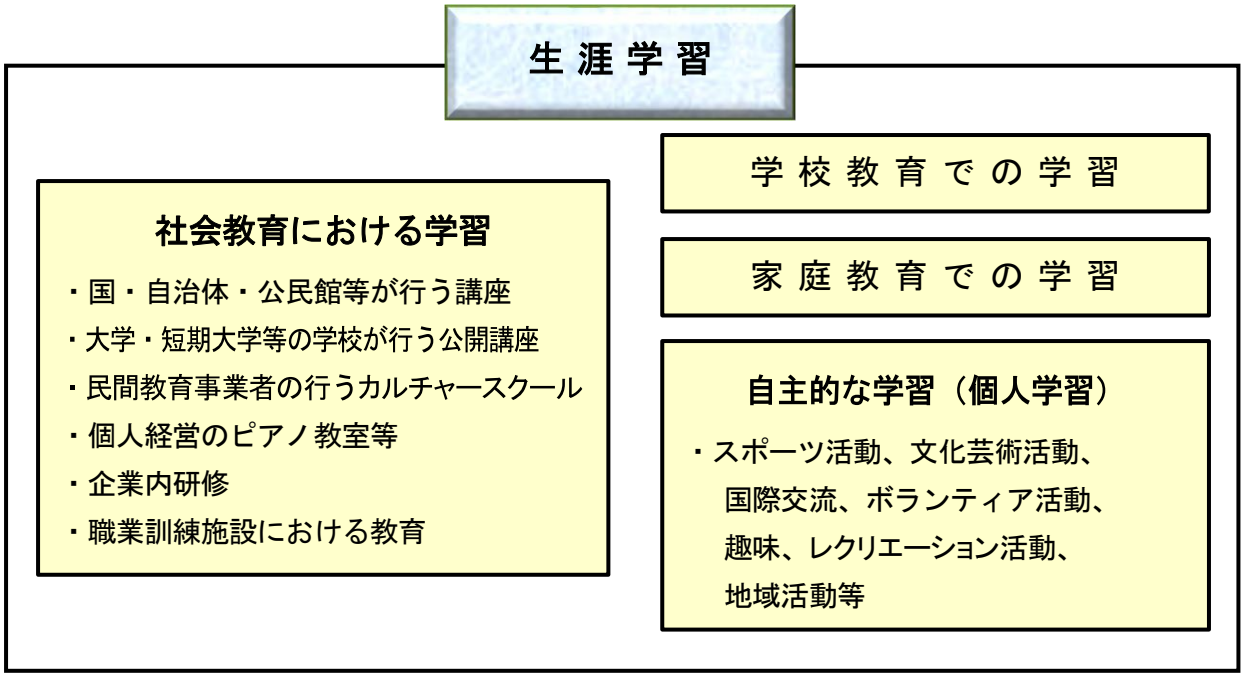
第３節　社会教育の基本的な考え方

（１）生涯学習と社会教育

生涯学習とは、学習者の視点から捉えたもので、個人の主体的な学びを基本とし、その生涯にわたって学ぶこと、幼年期から高齢期まで、生涯のあらゆる機会にあらゆる場所において行われる学習活動を指します。社会教育における学習のほか、学校教育や家庭教育における学習、組織的に行わない個人的な学習も含めて、社会教育より広い活動を対象とする概念です。生涯学習は、自己の充実・啓発や生活を向上させ、学んだことを生かして活力ある地域や社会をつくるなど、個人や社会のためにも大切なものです。

社会教育とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション(34)の活動を含む）（社会教育法第２条）を指し、「学校・家庭以外の広く社会で行われる教育」です。身近なところでは、生涯学習センターや市民協働センターなど公的な施設での講座や大学等で行われる公開講座、民間で行われる通信教育、カルチャースクール(10)なども社会教育に入ります。

社会教育は学校教育と異なり、人々の学習ニーズに即した幅広い学習内容をもっており、「個人の要望や社会の要請にこたえ」、「国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」（教育基本法第12条第１項）とされています。社会教育は生涯学習の中核（推進役）としての役割を果たしています。



（２）ＳＤＧｓと社会教育

ＳＤＧｓ(7)とは、平成27（2015）年に国連サミットにおいて採択された「Sustainable Development Goals」の略で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を期限とする17の国際社会の共通目標です。本市においても第２次宍粟市総合計画後期計画の各施策において、ＳＤＧｓに掲げられた17の目標との関連性を整理し積極的な取組を推進しています。



ＳＤＧｓの目標４「質の高い教育をみんなに」は、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」とする教育に特化したもので、10のターゲットが定められています。このうち、ターゲット4.7では「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバルな市民性、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」とされています。本計画でも、ＳＤＧｓに掲げられた持続可能な社会の構築に向け、各施策推進の取組において、ＳＤＧｓの目標と関連づけを行い、身近な学びの実践が継続されることで、社会教育各分野でのＳＤＧｓの取組を推進していきます。

第２章 策定にあたって

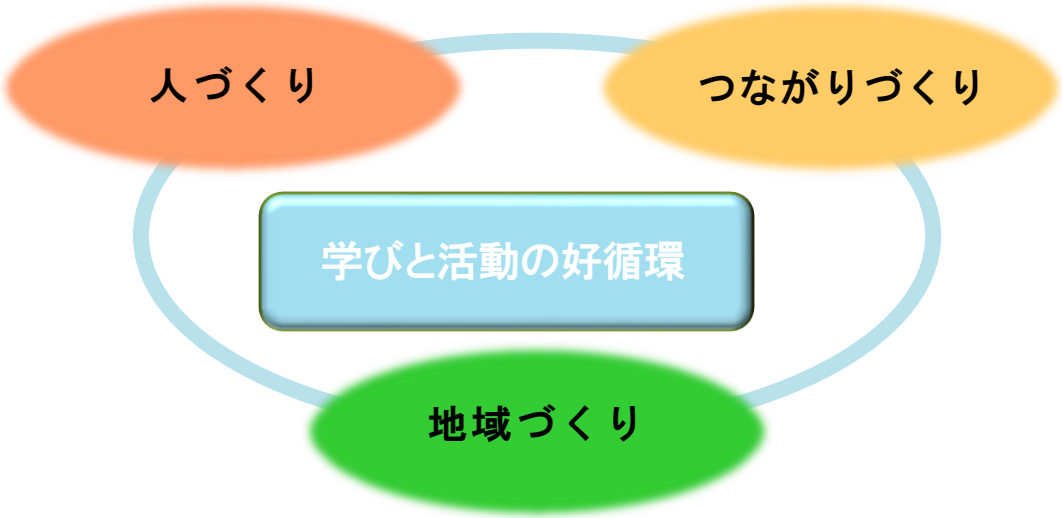
第１節　計画策定の趣旨

本市では、時代の変化に対応できる新たな社会教育を全市的に推進するため平成24年度から第１期社会教育振興計画を策定し、「つなぐ」をキーワードに市民一人ひとりが、共に学び共に支えあえる各種施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

計画の前期では、本市の社会教育施策の現状と課題をふまえ、市民の生きがいとなる主体的な学びを発展させ、地域の活力を維持し、すべての市民があらゆる場面で活躍することができる生涯活躍社会の構築に努めてきました。

計画策定から５年が経過し、社会教育を取り巻く環境は、グローバル化の進展、高度情報化の進展、人口の減少など多様な変化を見せており、これまで以上に市民が主体となり「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の観点で取り組んでいくことが重要になってきています。

このような状況から、宍粟市社会教育振興計画について、社会情勢の変化や新たな課題に的確に対応するため、中間見直し（後期計画策定）を行いました。

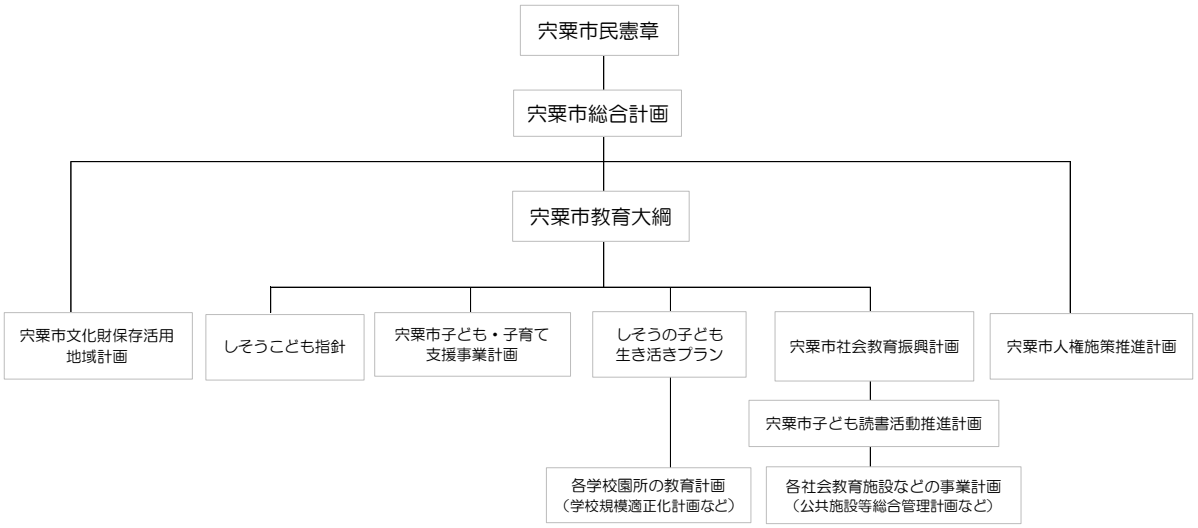


第２節　計画の位置づけと期間

（１）計画の位置づけ

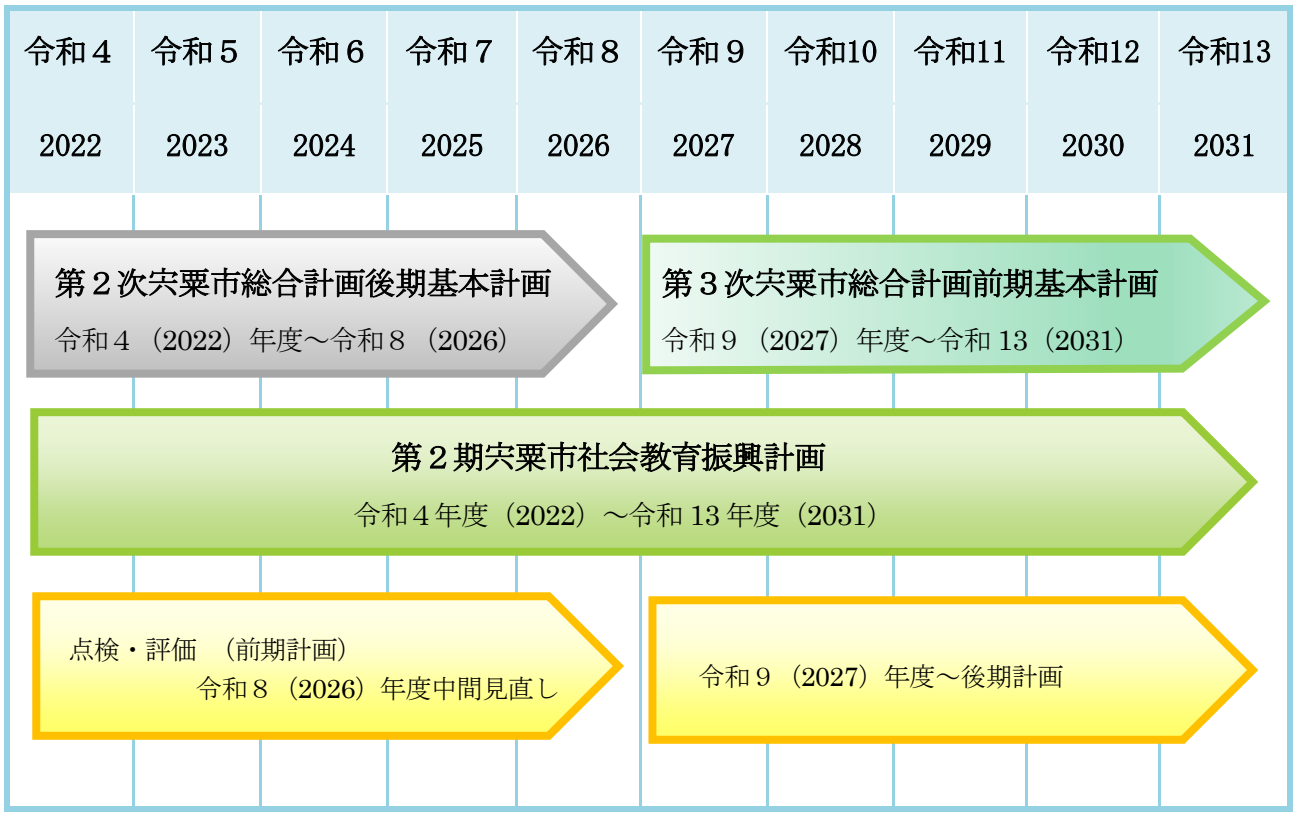
本市では、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、長期的な視野に立った持続可能なまちづくりの指針として、第３次宍粟市総合計画前期基本計画及び第３次宍粟市地域創生総合戦略（令和８年度～）を策定しました。第２期宍粟市社会教育振興計画は、この計画と宍粟市教育大綱の下に位置付けられ、特に生涯学習・社会教育分野について定めたものです。

市民の主体的な学びを引き出す生涯学習・社会教育の取組は、行政組織において、所管する部局の事業に限定されるものではなく、市民の参画と協働を進めるまちづくり施策において、市民生活の様々な領域で重要な役割を担うものです。第３次宍粟市総合計画前期基本計画との整合を図るとともに、教育振興基本計画（国）及びひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）をふまえ、宍粟市の実情に応じた社会教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。



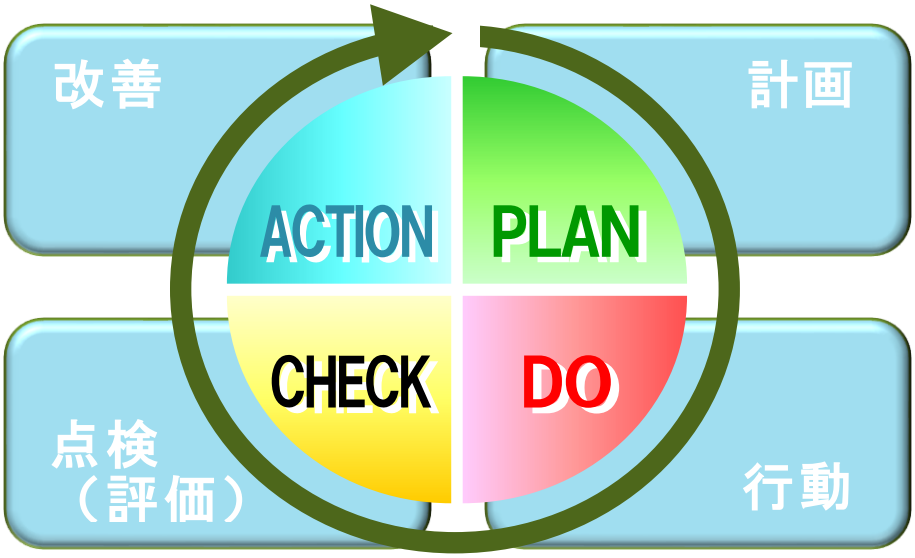
（２）計画の期間

後期計画の対象期間は、令和９（2027）～令和 13（2031）年度の５年間とし、宍粟の状況や社会情勢の変化等実情に応じた社会教育振興計画のため、最終年度の令和 13（2031）年度に総合的な点検・評価を行い、令和 14 年度以降につないでいきます。



第３節　計画の進行管理

本計画の進行管理では、各施策に基づく施策を円滑に推進するため、事業の進捗状況を計画（ＰＬＡＮ）・実行（ＤＯ）・評価（ＣＨＥＣＫ）・改善（ＡＣＴＩＯＮ）のＰＤＣＡサイクル(25)を活用します。毎年「事務事業評価」による自己点検・評価を行い、有識者で構成する教育委員会点検・評価有識者会議での評価結果に基づき、社会教育委員会で確認を行い、次年度以降の各種事業に生かします。



第４節　計画の基本理念

「人をつなぐ　地域をつなぐ　未来へつなぐ」
誰もが輝き活躍する　宍粟の生涯学習

「人をつなぐ　地域をつなぐ　未来へつなぐ」とは、社会教育での様々な体験をとおして、空間を共有し、人と人が信頼しあい、知恵や経験を伝えあうということから『人をつなぐ』。次に学びと活動をとおして「人」と「地域」がつながり、よりよい人間関係を形成した地域コミュニティを表し『地域をつなぐ』。そして、人生100年時代のなか、一人ひとりが幸福感を持ち、地域課題の解決に向け学びと活動が好循環することによって、自然豊かな地域の魅力を再発見しふるさとへの誇りと愛情を培い、ここに住みたい、ここに住んでよかったと思える持続可能な宍粟の将来へとつないでいくという観点から『未来へつなぐ』としています。

「誰もが輝き活躍する　宍粟の生涯学習」とは、すべての市民が心豊かに暮らすことができ、生きがいを持ち、あらゆる場面で活躍することを表しています。

第５節　計画の施策体系図

基本理念

「人をつなぐ　地域をつなぐ　未来へつなぐ」

誰もが輝き活躍する　宍粟の生涯学習

基本目標	基本施策
１　私たちは生きがいを持って学びます	１　誰もが学べる学習環境づくりを進めます
２　私たちは持続可能な地域をつくります	２　共に学び支え合う連携・協働を進めます
３　私たちは安心して子育てができる地域にしていきます	３　みんなで子どもたちを育てていきます
４　私たちは人権を尊重していきます	４　人権を文化として高める取組を進めていきます
５　私たちは芸術文化活動や伝統文化を大切に育みます	５　地域の歴史や伝統文化を次世代に継承するとともに、芸術文化の振興を図ります
６　私たちは読むこと知ることの喜びを見つけていきます	６　本に親しみ知りたい情報を得られる環境を整備します

施策推進の柱



① 人生 100 年を通じた誰もが参加できる生涯学習の推進
② 誰もが利用しやすい生涯学習施設の環境整備・充実

① 学びによる人と人とのネットワークの推進
② 地域を担う人材育成
③ 学びを通じた市民参画による地域づくりの推進

① 家庭・地域・学校園所がつながる子どもたちの学びの場の創造
② 子どもたちの体験活動の充実

① 地域・学校園所・関係機関と連携した人権教育を進めます
② 人権を尊重した地域づくりや交流活動を支援
③ 人権教育の推進と啓発活動の充実

① 地域の歴史・文化に関する学習や展示・講座の充実
② 歴史・文化遺産の体系的な保存整理・調査研究と専門的人材の育成
③ 文化財の公開・活用
④ 芸術・文化活動の振興

① 計画的な蔵書管理と図書館職員の人材育成
② 多様な利用者に応じた図書館サービスの提供
③ 図書館施設や機能の充実

第３章 計画の内容

基本目標１　私たちは生きがいを持って学びます

基本施策１　誰もが学べる学習環境づくりを進めます

■ 現状と課題

◆ 本市では、生涯学習センターや市民協働センターを中心に、幅広い世代を対象とした多様な学びの場を提供し、学びのきっかけづくりや仲間づくり、施設の環境整備に取り組んできました。

◆ 幼少期から高齢者まで生涯にわたりすべての人が学べるきっかけづくり、仕組みづくりを進めるとともに　登録団体等による子どもたちへの体験講座の開催など、学んだ成果を地域で生かす取組にも努めてきました。しかしながら、人口減少・少子高齢化の進行により、生涯学習に積極的に取り組んできた世代の高齢化や、地域における担い手不足が一層深刻化しており、こうした「学びと活動の循環」は連続性のある仕組みとして十分に定着しているとはいえません。今後は、学んだ成果を地域コミュニティづくりや地域課題の解決に還元していく取組を、さらに強化していく必要があります。

■ 基本施策推進の柱



①人生100年を通じた誰もが参加できる生涯学習の推進

● **学びのきっかけづくり**

ＳＤＧｓ目標４（質の高い教育の提供）を念頭に置いた持続可能な社会を形成するための事業を展開します。「誰一人として取り残さない、包摂的な社会」の実現のため、さまざまな人たちに必要な学びのきっかけづくりをします。

年齢・性別・障がいの有無等にかかわらず市民が学び、さまざまな理由で社会的困難を抱える人たち、社会的に孤立しがちで、生きづらさを抱える人たちが知識や技能の習得のきっかけとなる学びの機会を市の福祉関係部局や民間団体等の関係機関と連携し確保する取組を進めます。

● **リカレント教育の推進**

人生100年時代を迎え、急速な技術革新やデジタル化の進展、産業構造の変化により、誰もがいくつになっても学び直し、新たな知識・スキルを習得することがますます重要となっています。とりわけ、デジタルスキルの習得や成長分野への対応など、社会の変化に応じて新たな能力を身につけるリスキリング(33)・アップスキリング(2)の視点を取り入れ、転職や復職、起業、地域活動への参画など、ライフステージ(31)に応じた多様なキャリア形成を支える学びの機会が求められています。社会教育の分野では、企業向けＤＸ人材育成や働き方改革に関わるＤＸ推進等は産業振興・労務関係部局の取組と役割を分担したうえで、市民一人ひとりが自らのライフスタイルや目的に合わせて主体的に学び直しに取り組めるよう、企業・団体・大学等と連携し、社会人の学び直しのきっかけづくりとなる機会の提供と情報発信を進めます。また、子育て中の女性や生きづらさを抱える若者が復職や自立につなげられるよう、自分の強み探し等をテーマとした短期セミナー(14)を実施するほか、大学や民間企業と連携した一人ひとりのライフスタイルに応じた学び直しのプログラムの提供、働きながらでも受講しやすい週末やオンライン受講等の環境整備、学習成果を地域や職業生活に生かせる仕組みづくりを進めます。

● **ライフスタイルに応じた学習機会の提供**

宍粟市民大学、各生涯学習センター等で行う事業と連携し、すべての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができる学びの推進、ライフステージや多様なニーズ(22)に応じた学習機会を提供します。

・幼年期の学習

親子体験教室や読書活動、文化芸術に触れる機会を提供し、子どもの心身を育みます。

・少年期の学習

自立性や社会性が育まれる時期に、自然体験などの体験活動を通じ、自ら学び、考え、主体的に判断し問題解決する能力や、豊かな人間性を身に付けるための学習機会をつくります。また、学生が身近な地域社会に関心を持てる学習を進めます。

・成人期の学習

仕事や家庭生活等で多忙な時期でも参加しやすい講座や教室を開催し、学び直しや地域活動等の社会貢献に役立つ知識や幅広い教養を身に付けるための学習機会を充実させます。

・高齢期の学習

生涯を通じて、生きがいを持ち健康で心豊かに暮らせる地域社会をめざし、高齢者大学の学習内容の充実と、学びを通じ、人生を振り返りながら、豊富な知識や技能を昇華させ、自己実現を図れる機会をつくります。

- **障がいのある人の学びの推進**

障がいのある人が健康で生きがいを持ち、生涯を通じて自己の発達や成長に向けて学び続けられるよう「誰一人取り残さない」共生社会の理念のもと、インクルーシブな視点に立った学びの場づくりを進めます。

前期計画期間中に取り組んだ実態把握や「しそう青い鳥・くすの木学級」等の成果を生かし、障がいのある人もない人も、学習、スポーツ・レクリエーション活動、文化芸術などの様々な分野で、共に学び、共に活動できる機会を一層充実させます。あわせて生涯学習環境の整備を進め学びの場につなげられるよう市の福祉関係部局、関係機関・団体と連携し学習支援の推進を図ります。

- **女性の活躍を支援**

性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画(16)社会の実現に向け、男女共同参画センターと連携し、女性の学びと活躍を支援します。結婚・出産・育児・介護等の人生の節目においても学びを継続し、自分らしいキャリアを描いていけるよう、復職・再就職・起業・地域活動への参画を後押しする女性のための学び直し支援を実施します。あわせて、自分の強みを発見するセミナーや、子育て中でも参加しやすい託児付き講座、オンライン講座等を組み合わせ、参加しやすい学びの環境を整えます。

- **国際社会の理解と多文化共生への取組**

グローバル化が進む中、異なる文化や多様な価値観について学び、国際理解を深める中で、年齢、性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての人々が共に認め合い、暮らせる社会となるよう、生涯学習センターや市民協働センターを拠点に日本語教育支援や防災教育、地域住民との交流を充実させます。

また、就学児童の放課後子ども教室への参加を呼びかけ、地域ボランティアによる日本語教育支援や地域の子どもたちとの交流につなげます。

- **新しい時代の学びの多様性**

デジタル化の進展や生活様式の多様化により、市民の学び方は大きく変化しています。社会環境の変化に左右されることなく、誰もが学びを継続できるよう、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の学びを推進します。ICT(1)の良さを生かし、生涯学習講座のオンライン配信(9)や学習動画の蓄積・配信を進め、「いつでも・どこでも・誰でも」学べる環境を整備します。また、市域の大半を森林が占め、生涯学習施設まで距離のある地域も多い本市の特性をふまえ、AI（人工知能）を活用した遠隔地からの学びの支援に取り組みます。AI(6)による字幕表示や多言語翻訳、講座内容の自動要約などを活用して、オンライン講座をより参加しやすく、わかりやすいものとするとともに、在宅で学びに参加できる環境を整えます。加えて、一人ひとりの関心・学習履歴・生活状況に応じてAIが学習プランを提案する仕組みを導入し、それぞれ

のペースで必要な学びにつながりやすい環境づくりを進めます。こうした新しい技術を生活や学びに生かしていくための情報リテラシーや、SNS 等の適切な利用に関する学習機会の充実にも取り組みます。

- **宍粟の豊かな環境や風土を学ぶ**

宍粟は、揖保川・千種川の源流域であり、市域の約９割を森林が占める豊かな自然環境を有するとともに、たたら製鉄をはじめとする独自の歴史・伝統文化が今も受け継がれる、全国でも有数の地域資源に恵まれたまちです。こうした宍粟ならではの自然・歴史・文化を知り、守り、生かし、次世代へつなぐ学びを推進します。森林や河川を活用した自然体験学習を継続するとともに、源流域に暮らす者として水環境や生物の多様性等豊かな自然環境を学ぶ機会を充実させます。また、社寺・史跡、伝統行事、地域のよさなど、本市の歴史・伝統文化を学ぶことによりふるさと宍粟への愛着と誇りを育み、地域の魅力を市内外に発信できる人材の育成と、持続可能な地域づくりにつなげます。



リカレント講座



夏休み子ども環境講座



環境シンポジウム

今後の展開	主な取組
・多様な人たちが参加できる講座の内容の充実ときっかけづくり ・年齢に応じた学習機会の提供と多世代が交流できる講座の取組 ・ウェルビーイングの向上につながる健康・趣味・地域活動等の多彩な学びの機会の提供	宍粟市民大学 高齢者大学 生涯学習講座
・リカレント教育(32)推進のための情報発信力を高め、講座の開催情報、各種支援制度等へ効果的にアクセスできるポータルサイトの整備や学びに取組やすい支援制度の創設を検討 ・リスキリング・アップスキリングの視点を取り入れた講座メニューの拡充	リカレント教育推進事業（ポータルサイト(28)の整備・リカレントプログラム講座）
・子育て中の女性や生きづらさを抱える若者が復職や自立にむけて、自分の強み探しなどをテーマにした短期セミナーの実施や、大学や民間企業と連携し、一人ひとりのライフスタイルに応じた社会人の学び直しの取組	
・障がいのある人の生涯学習についての実態調査 ・しそう青い鳥・くすの木学級から広がりつながる、様々な障がいのある人への学びの支援・学びの場の確保、相談支援体制の整備	しそう青い鳥・くすの木学級企画運営事業
・定住外国人、高齢者、子ども、障がいのある方等に有効な「やさしい日本語」を広く周知し、相互理解や相手を尊重したコミュニケーションツールの一つとして活用されるよう情報発信に取り組む	やさしい日本語教室の開催
・ICTを活用し、遠方からでも宍粟市民大学や高齢者大学等生涯学習講座へ参加できる仕組みづくり	オンライン講座の開催と配信 オンデマンド学習
・情報化社会の加速によるデジタル・ディバイド(20)解消のための生涯学習環境整備	
・宍粟の自然、文化、歴史等を学ぶ「ふるさと学習」の開催	夏休み体験講座の開催

②誰もが利用しやすい生涯学習施設の環境整備・充実

● 施設の計画的な改修

一宮市民協働センター、千種市民協働センター、波賀市民協働センターの整備が順次進み、地域の拠点施設としての再編が大きく進展しました。これら整備済施設の有効活用と運営の充実を図るとともに、引き続き残る施設の計画的な改修・長寿命化に取り組みます。

今後の展開	主な取組
（施設の計画的な改修） ・既存社会教育施設の計画的な改修・長寿命化・施設の有効活用	社会教育施設、市民協働センター施設整備

■ 数値目標

指標名	単位	前期計画			数値目標修正理由
		現状値(R2)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
しそう学びパスポート所持者数	人	203	233	258	R2 年度から R7 年度まで 1.3 割減少しているのと昨今の人口減少及び高齢者の就業率の上昇を踏まえ、各目標値を２割下方修正する。
		後期計画			
		現状値(R7)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
		182	186	206	

指標名	単位	前期計画			数値目標修正理由
		現状値(R2)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
生涯学習受講者数	人/年	885	929	中間年目標値より増加	R2 年度から R7 年度まで 4.8 割減少しているのと、コロナ禍から回復できていない現状、人口減少、高齢者の就業率の上昇を踏まえ、中間年目標値を 5.5 割下方修正する。
		後期計画			
		現状値(R7)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
		463	511	中間年目標値より増加	

基本目標２　私たちは持続可能な地域をつくります

基本施策２　共に学び支え合う連携・協働を進めます

■ 現状と課題

◆ 生涯学習では学んだことを生かし地域課題の解決や新たな学びに役立つものとして還元され、まちづくりにつながる取組をめざしています。

◆ 学びが個人の生きがいや、趣味の範囲にとどまっており、今後は地域や社会のために生かしていく取組が必要です。

■ 基本施策推進の柱



①学びによる人と人とのネットワークの推進

● **地域の課題を学び解決する取組**

人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の課題は多様化・複雑化しています。これらの課題を市民が「自分ごと」として捉え、学び合い、共に行動していけるよう、生涯学習センターや市民協働センターを拠点に現代的・地域的な課題に対応した学習プログラムを提供します。あわせて、各団体と連携し学んだ成果を地域コミュニティづくりや課題解決活動に生かす「学びと活動の循環」を強化します。

● **シチズンシップ(12)（市民性）の醸成**

市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の課題を自分のこととして捉え、主体的に行動する「シチズンシップ（市民性）」を育むことが大切です。その際、年齢や性別、国籍、障がいの有無、家庭環境などにかかわらず、誰もが地域社会の担い手として尊重され、社会に参加できることが重要です。こうしたシチズンシップを市民一人ひとりが育むことで、誰もが排除されることなくともに支え合う「ソーシャルインクルージョン(15)（社会的包摂）」の実現につながります。社会教育を通じて、市民が地域づくりやまちづくりに参画し、多様な人々と協働しながら、地域の課題解決に取り組む機会の充実をさせることで、誰一人取り残さない地域社会づくりを進めます。

● **多様な主体がつながる地域づくり**

持続可能な地域づくりには、地域住民をはじめ、自治会、行政、社会教育関係団体、NPO(8)、

学校、企業等、多様な主体が学びを通じてつながり、協働していくことが必要です。互いに連携して、分野を超えた協働体制を構築し、地域づくりについての新たなアイデアや価値を生み出す学びを推進します。

今後の展開	主な取組
・環境・防災・ICT等、地域の現代的、社会的な課題について知り、問題解決にむけての学びの講座を開設環境・防災・ICT等、地域の現代的、社会的な課題について知り、課題解決にむけての学びの講座を開設 ・生涯学習センターや市民協働センターを拠点に活動している登録団体を支援し、学びと活動が好循環を生むよう指導者として地域の人への学びのきっかけとなる体験活動を実施 ・地域づくりについての連携体制の構築	シチズンシップカレッジの創設 生涯学習センター登録団体支援 関係部署と連携し地域クラブ活動を通じた世代交流支援及び指導者育成

②地域を担う人材育成

- **宍粟人の育成**

市民がつながる施策を推進し、これまで地域に関わりの少なかった個人を対象にした人材育成の取組として、地域活動入門講座の開催や、地域での活動の参画を通して次世代の人材活躍の場をつくり、課題解決に熱意を持って取り組む“宍粟人”（地域のリーダー、ファシリテーター(27)）の発掘、人材育成を行います。

- **宍粟愛を育む**

自然や歴史、文化、観光など、市民が宍粟の魅力に気づき、再認識する取組や広く情報発信することで、宍粟のファンを増やし、このまちに住みたいと思う意識を育みます。

今後の展開	主な取組
・地域課題の解決に取り組むリーダーやファシリテーターの発掘育成	地域活動入門講座 ファシリテーター養成講座の開催 社会教育士の育成

③学びを通じた市民参画による地域づくりの推進

- **新たな協働と参画の創造**

地域課題が多様化・複雑化する中で、市民・地域・行政の協働に加え、NPO・学校・企業・大学等、多様な主体が学びを通じてつながり、それぞれの強みを生かして取り組む仕組みづくりを進めます。既存の活動団体を支援するとともに、市民が新たな活動を立ち上げ、軌道に乗せていくための支援をします。

様々な違いを持つ者同士が交わり、協働しながら、新たな価値の発見や、新しい価値を創出する場をつくるとともに、市民の主体的な参画による地域課題解決を進めます。

- **若者が挑戦し地域活動に参加する機会の提供**

これからの宍粟を担う若者が地域社会へ主体的に参画する仕組みづくりを進めます。若者のアイデアを生かしたイベントや、まちづくりワークショップ(36)、地域課題に取り組むプロジェクト型学習等の機会を、関係部局・学校・地域づくり団体・大学等と連携して提供し、「挑戦できる場」を地域の中につくります。その際、こうした若者の活動を個別に進めるのではなく、空き校舎などの既存施設を生かした身近な拠点を核として、若者の企画・活動や世代を超えた交流、地域資料に触れる学びなどが一体的に展開できるよう検討します。

また、生きづらさを抱えた若者が自信を取り戻せる居場所づくりや、その支援者向けの研修、またその課題を知り地域で考える仕組みを検討することで、社会参加しやすい環境づくりと自立への一歩となる仕掛けづくりをします。

今後の展開	主な取組
・若者のアイデアを生かしたイベント・まちづくりワークショップの支援	地域課題をテーマとしたワークショップの開催
・まちづくりに関心がある若者グループに市民や地域とつながる情報の提供や機会の創出	地域おこし協力隊や大学生との協働プロジェクトの企画支援
・居場所づくりの支援	若者グループの自主的な活動に対する相談・支援体制の構築及び活動場所の提供

■ 数値目標

指標名	単位	前期計画			数値目標修正理由
		現状値(R2)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
生涯学習センター登録団体数	数	56	62	67	修正なし
		後期計画			
		現状値(R7)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
		55	62	67	

指標名	単位	前期計画			数値目標修正理由
		現状値(R2)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
若者支援事業開催数	回/年	―	3	5	修正なし
		後期計画			
		現状値(R7)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
		1	3	5	

基本目標３　私たちは安心して子育てができる地域にしていきます

基本施策３　みんなで子どもたちを育てていきます

■ 現状と課題

◆ 地域ボランティアの支援を得て、放課後や週末などにスポーツ・文化活動、学習活動などをすることで子どもたちに安全で安心な居場所を提供する取組を実施しています。

◆ 学校・家庭・地域・関係機関の連携による子どもを支援するネットワーク体制が必要です。



■ 基本施策推進の柱

①家庭・地域・学校園所がつながる子どもたちの学びの場の創造

● **家庭教育支援**

すべての教育の出発点である家庭において、保護者が安心して子育てに向き合えるよう、各保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等と連携した家庭教育講座や、相談・情報提供、保護者同士の交流の機会を充実させます。あわせて、関係部局と連携し、SNS 等も活用した子育て情報の発信を進め、孤立しない子育て環境づくりに取り組みます。

● **地域での子育て支援**

元気なシニア世代による子育てへの参画に対応した学びの提供や、地域住民と集いながら子どもの居場所づくりにつながる場の創設、地域であいさつを中心に相互に見守りや声掛けができ、地域全体での子育て支援の環境づくりを進め、地域の教育力の向上に努めます。

● **地域による学校支援**

学校・家庭・地域が一体となって子どもの育ちを支えるため、地域学校協働活動をさらに推進します。地域ボランティアによる総合学習や地域学校協働本部事業である各地域における放課後子ども教室の開催など学校と地域の人々が協働して活動できるよう地域による学校支援を進めます。

今後の展開	主な取組
・身近な地域で保護者が家庭教育に関する学びができる親学習講座の開催と情報交換の場の提供	家庭教育講座 親育ち教室
・地域での子どもの居場所づくり ・地域と学校が協働して子どもたちの学びのために活動できる取組	PTA支援事業 地域学校協働本部事業 （放課後子ども教室）
・シニア子育て講座の開催	シニア世代子育て応援講座

②子どもたちの体験活動の充実

- **次世代を担う子どもたちの育成**

子どもたちが、自然・歴史・文化・人とのふれあいの中で得る体験は、豊かな感性や生きる力、ふるさとへの愛着を育む基盤となります。本市の豊かな地域資源を生かし、多様な体験活動の機会を充実させ、これからの社会をたくましく生き抜く力と、地域を担う心を育みます。

今後の展開	主な取組
・子ども会組織、活動についての支援 ・自然観察や郷土学習、昔あそび、陶芸、木工、料理などの体験活動	子ども会支援事業 子ども体験講座 子ども芸術講座

■ 数値目標

<table>
<tr><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">前期計画</th><th rowspan="2">数値目標修正理由</th></tr>
<tr><th>現状値(R1)</th><th>中間年目標(R8)</th><th>最終年目標(R13)</th></tr>
<tr><td rowspan="5">子ども体験講座</td><td rowspan="5">人/年</td><td>518</td><td>現状値を維持</td><td>現状値を維持</td><td rowspan="5">修正なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">後期計画</td></tr>
<tr><td>現状値(R7)</td><td>中間年目標(R8)</td><td>最終年目標(R13)</td></tr>
<tr><td>434</td><td>現状値を維持</td><td>現状値を維持</td></tr>
</table>

指標名	単位	前期計画			数値目標修正理由
		現状値(R2)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
放課後子ども教室	開設数/年	48	53	58	少子化の傾向及びサポーターの高齢化を踏まえ、１年あたり１教室の増加の考え方は変えず、現状値からの増加をめざす。
		後期計画			
		現状値(R7)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
		35	36	41	

指標名	単位	前期計画			数値目標修正理由
		現状値(R2)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
家庭教育支援事業	回/年	1	5	中間年目標値より増加	前期計画時と現状値が変化していないため、現実的な数値に修正。
		後期計画			
		現状値(R7)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
		1	2	中間年目標値より増加	



子ども会　ミズノテクニクス波賀工場見学



放課後子ども教室（日本舞踊）

基本目標４　私たちは人権を尊重していきます

基本施策４　人権を文化として高める取組を進めていきます

■ 現状と課題

◆ 市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るく住みやすいまちの実現をめざし、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向け、「宍粟市人権施策推進計画」に基づき、さまざまな事業を実施しています。

◆ 市民一人ひとりが学習や研修を重ね、正しい認識を持つとともに、差別を許さない心を持ち、偏見や因習・世間体などの固定的意識にとらわれないよう、日常生活の中で人権感覚を培っていく必要があります。

◆ 子ども、高齢者、障がいのある人、外国にルーツを持つ人、性的マイノリティ等にかかわる人権問題は、引き続き重要な課題であり、ライフステージに応じた継続的な学びの機会の充実が求められています。

◆ SNS の急速な普及を背景に、インターネット・SNS 上の誹謗中傷や人権侵害が深刻化しています。その匿名性や拡散性により被害が広範囲に及びやすく、日常生活にも深刻な影響を与えるケースも増えており、社会教育の場での啓発や学びの充実が一層重要となっています。

◆ 多様な人権課題に対応するため、市民一人ひとりが学んだ成果を行動につなげる「学びから行動へ」の流れづくりを、あらゆる人権問題に共通する取組の柱として進めていきます。

■ 基本施策推進の柱



①地域・学校園所・関係機関と連携した人権教育を進めます

- **地域ぐるみによる人づくり・まちづくりの推進**

  生涯学習推進協議会（生推協）を支援し、地域ぐるみでの人権尊重を基本にした、明るく住みよい人づくり・まちづくりを学びと実践をとおして推進していきます。

- **各種団体と学校園所の連携による人権意識と実践力の向上**

  宍粟市人権教育研究協議会（宍人教）等の推進団体を支援し、各種団体や学校園所と連携することにより、市民一人ひとりの人権意識と実践力の向上を図ります。

- **役割分担による人権意識の解決の推進**

龍野人権擁護委員協議会宍粟部会、国（法務省）・県などの関係機関と連携し、それぞれの役割分担のもとで、人権課題の解決に向けた取組を推進します。

②人権を尊重した地域づくりや交流活動を支援

- **市民学習会の推進**

  まちづくりとともに市民学習会を推進します。

- **子どもたちの人権推進の気づきを推進**

  子どもたちが体験活動や交流をとおして、命の大切さ、仲間の大切さに気づく取組を推進します。

③人権教育の推進と啓発活動の充実

- **持続的な情報発信**

  「元気をもらおう講座」、「人権文化をすすめる学習会」などの啓発事業により、人権学習の場を提供するとともに、積極的な情報発信による市民参加の向上をめざします。

- **若者層対象事業をはじめ、あらゆる場での啓発活動と情報発信**

  若年層向け啓発イベントである「若者フォーラム(26)」をはじめ、市民生活のあらゆる場面で啓発活動と情報提供に努め、人権意識を高めることを推進します。

- **自分らしく生きることができるための啓発活動、相談支援**

  性別等に関わらず誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、男女共同参画センターを拠点に、学習会・セミナー等の啓発活動、各種相談窓口の設置などを行っていきます。また誰もが暮らしやすく、参加できる「ユニバーサル社会」の実現に向け、人権教育・啓発を推進します。

- **生涯学習事業をとおした人権学習の充実**

  生涯学習事業の取組をとおして、人権に関する学習の充実をはかるとともに、イベントや地域の学習会等で相互に話ができる場を通じて、課題に気づき解決に向けての取組を推進します。



人権研修会

今後の展開	主な取組
・各地区生涯学習推進協議会の活動、宍粟市人権教育研究協議会を支援	推進団体・組織の充実と支援
・学校園所・自治会・ＰＴＡなど、社会教育関係者と連携を図りながら、あらゆる差別を解消するための各種研修会やフォーラム、実践発表会の開催	市民向け研修会
・元気をもらおう講座や学習リーダー研修会を開催し人権学習リーダーの育成を図る	講演会開催
・８月の人権文化をすすめる県民運動強調月間や１２月の人権週間の期間を中心に、市内各地で研修会・講演会やコンサート、映画などいろいろな方法で人権を考える機会を提供	
・市内の小中学校・高等学校の児童・生徒及び成人の人を対象に、差別をなくし、人権文化の創造をめざすことに視点をおいた人権作文の募集と選考を行い、人権作文集として家庭や地域で人権意識を高める資料として全戸配布	人権作文の作成と配布

■ 数値目標

<table>
<tr><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">前期計画</th><th rowspan="2">数値目標修正理由</th></tr>
<tr><th>現状値(R1)</th><th>中間年目標(R8)</th><th>最終年目標(R13)</th></tr>
<tr><td rowspan="4">人権学習会の実施回数</td><td rowspan="4">回/年</td><td>165</td><td>171</td><td>176</td><td rowspan="4">R7 現状値が R8 中間目標値を上回っているので、R7 現状値を基準とし、１年間あたり１回の増加を目標とする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">後期計画</td></tr>
<tr><td>現状値(R6)</td><td>中間年目標(R8)</td><td>最終年目標(R13)</td></tr>
<tr><td>176</td><td>178</td><td>183</td></tr>
</table>

○関連する個別計画

・宍粟市人権施策推進計画　　・宍粟市DV防止・被害者支援基本計画

・第２次宍粟市男女共同参画プラン

基本目標５　私たちは芸術文化活動や伝統文化を大切に育みます

基本施策５　地域の歴史や伝統文化を次世代に継承するとともに、芸術文化の振興を図ります

■　現状と課題

◆ 本市には、御形神社本殿や山崎藩陣屋門（紙屋門）などの歴史的建造物や貴重な史跡が存在するほか、大歳神社の千年藤や県下最大級の千町岩塊流などの天然記念物が数多く残されています。長い歴史の地域にはチャンチャコ踊りや獅子舞、伝統的な祭りなどの民俗芸能や伝統行事が伝えられています。これらは、ふるさとへの愛着と誇りを育み、地域の魅力を市内外に発信する貴重な財産です。一方で、人口減少・少子高齢化の進行により、これらを支えてきた担い手の高齢化や後継者不足が深刻化しており、地域の伝統行事や民俗芸能の担い手不足、文化財の保存・継承が年々難しくなっています。こうした貴重な財産を途絶えさせることなく次世代へと確実に引き継いでいくため、担い手の育成や、市民・地域・学校・専門機関等が協働して、「守り・活かし・伝える」取組を一層進めていく必要があります。あわせて、市民が文化財や伝統文化に親しみ、保存・継承活動に参加するきっかけづくりや、デジタル技術を活用した記録・発信にも取り組むことが求められています。こうした状況を踏まえ、本市では「宍粟市文化財保存活用地域計画」を策定し、令和７(2025)年 12 月に文化庁の認定を受けました。今後は、同計画に基づき、文化財の保存と活用に関する取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

■　基本施策推進の柱



①地域の歴史・文化に関する学習や展示・講座の充実

● **地域の魅力の再発見とふるさとの誇りと愛情の醸成**

資料館などの展示内容を充実させ、地域の歴史・文化に関わる知識の普及を図ります。また特別展・企画展などを実施し、特色ある地域の歴史・文化を紹介します。

歴史講座、資料館でのイベントの開催をとおした学習機会を提供し、郷土への理解と関心を深め、市民一人ひとりが「宍粟の魅力を伝える担い手」として活躍できる環境づくりを進めます。

今後の展開	主な取組
・市内各所に管理している文化財を歴史資料館に整理するとともに、民俗資料については、体系的な分類整理を行い、学習・地域づくり資源として活用を図る	宍粟学講座 空き校舎などの既存施設の利活用による文化財･民俗資料等の収蔵･展示のあり方の検討
・宍粟の文化財を活用した特別展、企画展を実施し市内外へ周知を図る	特別展、企画展の開催
･歴史文化資料の展示において、学校教育や生涯学習、観光等に対応した分かりやすい展示方法の工夫	歴史展示施設、遺跡公園等での資料の展示

②歴史・文化遺産の体系的な保存整理・調査研究と専門的人材の育成

- **将来へつなぐ研究と人材育成**

地域の歴史や文化財を次世代へ継承していくためには、その価値を明らかにする調査研究の積み重ねが基盤となります。市内に所在する歴史資料・文化財の体系的な保守・整理・調査研究を継続的に進め、歴史的建造物や民俗芸能、古文書などを対象とした所在調査や記録作成などの調査研究を通じてその価値を明らかにするとともに、その成果を展示・講座・刊行物等を通じて市民に還元します。あわせてこうした調査研究を担う専門的人材の確保・育成を進めるとともに、地域で文化財や伝統文化の継承を支える市民学芸員等の育成にも取り組み、研究結果と担い手を将来へつなぐ仕組みを整えます。さらに、関係機関・大学・研究者・地域団体等の連携を強化し、調査研究の成果を共有・活用しながら、デジタル技術を活用した記録・保存・公開を進めることで、子どもから大人まで多様な世代が文化財に関わる機会を広げ、地域ぐるみで歴史・文化遺産を次世代へ受け継いでいきます。

今後の展開	主な取組
・文化財専門職員の資質向上、人材育成	古文書講座・歴史研究家の活動支援
・調査研究に基づく文化財の指定	伝統民俗芸能保存活動事業、郷土歴史資料整理活用事業
・文化財資源の情報整理	
・デジタル技術を活用した記録・保存・公開	デジタルアーカイブ(19)事業等

③文化財の公開・活用

- **分野連携による地域振興とふるさとへの愛着の醸成**

文化財や伝統文化を地域の貴重な財産として広く公開・活用し、市民が身近に親しめる機会を充実させます。教育・観光・産業・まちづくり等の関係分野と連携し、文化財を活かしたイベントや現地学習、地域の魅力を発信する取組を進めることで、地域振興とふるさとへの誇りと愛着の醸成につなげます。あわせて、文化財の保存・活用・継承を地域ぐるみで進めるとともに、SNS・動画・デジタルマップ等を活用して市内外へ広く魅力を発信し、デジタルアーカイブによる資料公開や学校教育・地域学習での活用も図ることで、いつでも文化財に触れられる環境を整えます。こうして、多くの人が宍粟の歴史・文化に触れ、関わり合いながら、地域全体で文化財を支える機運を高めていきます。

今後の展開	主な取組
・文化財を公開・活用することにより、地域に循環した財源を保存に活用するための仕組みを検討	
・歴史的文化資源を学校教育や観光振興へ活用 ・SNS・動画・デジタルマップ等を活用した市内外へ文化財の価値や魅力を発信し、関心を高めることで定住人口や関係人口の増加につなげる	学校への出前講座 歴史文化資源を活用したまちあるきツアー

④芸術・文化活動の振興

- **芸術文化活動支援**

市民誰もが気軽に質の高い芸術文化を鑑賞できる環境づくりに努め、芸術文化への意識・関心を高めます。

市民の芸術文化活動の拠点となる施設の維持・整備を行い利用者の利便性を図ります。

市内の文化芸術活動団体と文化施設と連携した文化振興事業の実施や市内の生涯学習センター等を拠点に活動している団体の活動支援、相互交流の場を設けます。

若年層が芸術文化に親しみ芸術活動を始めるきっかけとなる体験イベントの機会を設けるなど芸術文化活動の担い手の発掘・育成を図ります。

障がいのある人の芸術文化活動の発表の機会の提供、人材発掘と育成支援、動画配信等、ICT を活用した情報発信や芸術文化創造手法を検討します。

今後の展開	主な取組
・芸術文化活動に携わっている人の市内外からの作品を集めて公開展示を行い、市民に広く知ってもらう機会を提供するとともに、芸術文化に親しむ市民相互の交流の場を設け、本市の芸術文化の輪を広げる	宍粟市美術展・文化展 文化協会支援事業
・市民の芸術文化活動の発表や体験イベントの機会の創設	
・ICTを活用した新たな芸術文化創造手法を検討	オンラインによる地域の芸術文化活動の配信
・障がいのある人の芸術文化活動の発表の場の提供	障がいのある人の表現・発表の場を設けるための作品展の開催
・コンクールなどにおいて優秀な成績を収めた個人、団体に対して奨励金を交付し、芸術文化の振興と人材育成を行う	芸術文化奨励金
・文化振興事業	山崎文化会館文化事業

■ 数値目標

指標名	単位	前期計画			数値目標修正理由
		現状値(H30)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
芸術文化施設入場者数	人/年	96,611	97,200	97,700	コロナ禍から回復できていない、長年利用してきた団体グループ等の解散、コロナ禍前のH30年度から４割近く減少しているのを踏まえ、R７年度の現状値を基準とし、前期計画時と同じく年約１００人増加を目標とする。
		後期計画			
		現状値(R7)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
		64,352	64,500	65,000	

指標名	単位	前期計画			数値目標修正理由
		現状値(R2)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
市指定文化財件数	件/年	115	124	131	市指定から、県指定、国指定になったものもあり一概に減少したとは言えない。前期計画からの考えを引継ぎ、R７現状値を基準とし、年間１件の増加をめざす。
		後期計画			
		現状値(R7)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
		91	92	97	

指標名	単位	前期計画			数値目標修正理由
		現状値(R2)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
宍粟学講座受講者数	人/年	234	269	294	修正なし
		後期計画			
		現状値(R7)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
		212	269	294	

指標名	単位	前期計画			数値目標修正理由
		現状値(R1)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
宍粟市美術展来場者数	人/年	1,312	1,500	中間年目標値より増加	修正なし
		後期計画			
		現状値(R7)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
		1,276	1,500	中間年目標値より増加	

○関連する個別計画

・宍粟市文化財保存活用地域計画



宍粟市美術展



宍粟学講座

基本目標６　私たちは読むこと知ることの喜びを見つけていきます

基本施策６　本に親しみ知りたい情報を得られる環境を整備します

■ 現状と課題

◆ 宍粟市立図書館と生涯学習センター・市民協働センターが所管する図書室をネットワークで結び、地域の特色を生かしながら一体化した図書館として機能させ、多くの市民に利用されています。

◆ 乳児への絵本の贈呈（ブックスタート）、移動図書館車の運行、デジタル録音図書（デイジー図書(18)）等の設置、電子図書の貸し出し（電子図書館）等により、誰もが本に親しむ機会の充実を図っています。

◆ スマートフォンの普及や情報のデジタル化が進む中で、子どもの読書離れが懸念されており、家庭・地域・学校等が連携し、発達段階に応じた読書活動を切れ目なく支える取組が一層求められています。

◆ 人生を豊かにする読書や市民の自主的な学習活動を支援し、地域課題の解決や地域の先駆的・主体的な取組の支援に資するレファレンス機能の充実など、地域住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割が求められています。

◆ 多くの人により親しまれる図書館として、子どもから高齢者、障がいのある人、外国人などあらゆる利用者に応じたユニバーサルデザイン(29)の推進やバリアフリー(24)化、DX（電子図書館・デジタルアーカイブ等）の推進、図書館人材の育成が求められています。

◆ 子どもの読書活動については、乳幼児期から発達段階に応じて本に親しむ環境を整えることが重要であり、家庭・地域・学校等が連携して、子どもが自主的に読書習慣を身につけられるよう取り組むことが求められています。特に乳幼児期の読み聞かせは、本との出会いや親子のふれあい、豊かな心の育ちを促す大切な機会であり、おはなし会やボランティアによる読み聞かせ活動などを通じて、子どもが幼い頃から本に親しめる機会づくりを進めていく必要があります。本市では令和７(2025)年３月に「第３次宍粟市子ども読書活動推進計画」を策定しており、今後は同計画に基づき、子どもの読書活動を推進していきます。

■ 基本施策推進の柱



①計画的な蔵書管理と図書館職員の人材育成

● デジタル情報の推進と専門職員の育成

図書館は、市民の読書活動や学習・調査を支え、誰もが必要な情報を得られる地域の情報拠点としての役割を担っています。こうした役割を果たすため、地域や利用者のニーズを踏まえ、図書資料の計画的な収集・整理・更新を進めるとともに、地域資料・行政資料の収集・保存・公開に取り組み、地域の知の拠点としての機能を高めます。あわせて、電子図書館やデジタルアーカイブ等の DX を推進し、いつでもどこでも資料・情報にアクセスできる環境を整えます。また、レファレンスや調べ学習、子ども読書活動の支援等、多様なニーズに応えられるよう、司書をはじめとする専門職員の計画的な確保・研修を進めます。

今後の展開	主な取組
・図書館蔵書の整理・収集・保存・貸出、レファレンス業務(35)の充実	図書館運営事業
・図書検索システム、電子図書館の利用促進、マイナンバーカードを利用した貸出カードの運用	インターネットなどでの蔵書検索及び予約
・図書館職員と各図書室（館）の司書の連携を図るため担当者会の実施と司書を対象にした各種研修会へ積極的に参加し専門性を深める	担当者会の実施、各種研修会参加
・デジタル図書館の普及	電子図書館事業

② 多様な利用者に応じた図書館サービスの提供

● 多様な利用者ニーズに応じた図書館サービスと読書活動の推進

子どもから高齢者まで、誰もが本に親しみ、必要な情報を得られるよう、利用者の年齢や生活スタイルに応じた図書館サービスを提供します。乳幼児への絵本の贈呈（ブックスタート）や読み聞かせ、子どもの発達段階に応じた読書活動の支援、移動図書館車の運行等を通じて、身近に本と出会える機会を広げます。あわせて、障がいのある人や高齢者、外国にルーツを持つ人など、誰もが利用しやすいよう、デイジー図書・大活字本・多言語資料等の充実を図ります。さらに、家庭・地域・学校等と連携した読書活動の啓発や、ボランティアと

協働したおはなし会・読書会等の取組により、本を通じた人と人とのつながりを育み、誰もが読書を楽しめるまちづくりを進めます。

今後の展開	主な取組
・「おはなし絵本の読み聞かせ会」「読書会」の開催	子どもの豊かな心を育てる読書活動事業 ブックスタート事業
・学校訪問や図書館見学の受け入れ実施 ・児童のための工作教室等の実施、推薦図書リストの作成、配布、図書館だよりの発行による利用促進	
・読書ボランティア連絡会による図書館・学校図書ボランティアの交流会や研修会の実施	読書ボランティア連絡会の活動支援
・絵本作家等の講師を招聘した読書講演会の開催	企画展の開催 読書講演会開催
・読書のバリアフリー化	読書のバリアフリー化にむけた研修会の実施、蔵書の充実と電子書籍の充実 移動図書館車による図書貸出業務



絵本の読み聞かせ

③　図書館施設や機能の充実

- **バリアフリー、ユニバーサルデザイン化、図書館・各図書室とのネットワークの充実**

誰もが安心して快適に利用できる図書館をめざし、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した環境整備を進めます。設備の老朽化への対応として、計画的な点検・

修繕・更新を進めるとともに、長寿命化や省エネルギー化等にも配慮しながら、安全で快適な利用環境を維持します。あわせて、市立図書館と生涯学習センター内図書室のネットワークで結んだ蔵書検索・予約・相互賃貸等のサービスをさらに発展させ、学校図書館との連携を強化するとともに、各館・各室の特色ある蔵書構成や地域資料の共有、資料搬送の効率化を進め、市内どこからでも必要な資料に出会える環境を充実させます。さらに、電子図書館やオンライン予約、電子書籍の拡充等の DX を推進し、来館が難しい方も利用しやすい仕組みを整え、市民の暮らしに寄り添った図書館サービスを展開します。

今後の展開	主な取組
・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインなどを取り入れた、図書館施設の充実と老朽化する図書館設備の計画的な修繕・更新 ・市民交流や学びの場、情報拠点施設としての機能充実	図書館施設整備事業
・図書館と各図書室（館）とのネットワークによる相互貸出・返却・レファレンス等の連携・強化	各図書室とのネットワークによる相互貸出等事業

■ 数値目標

指標名	単位	前期計画			数値目標修正理由
		現状値(R2)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
市民一人あたりの図書貸出冊数	冊/年	3.2	6.7	7	過去の実績を鑑みて、目標値を下方修正。年 0.2 冊の増加をめざす。
		後期計画			
		現状値(R7)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
		3.4	3.6	4.6	

指標名	単位	前期計画			数値目標修正理由
		現状値(R2)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
電子図書館利用登録者数	人	170	364	500	修正なし
		後期計画			
		現状値(R7)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
		300	364	500	

指標名	単位	前期計画			数値目標修正理由
		現状値(R2)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
蔵書数	冊	175,603	180,000	200,000	R7 現状値が R8 年中間目標値を上回っているので、R7 から約１０００数増やし、年１０００数増えることを目標に最終値を決定
		後期計画			
		現状値(R7)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
		183,983	185,000	190,000	

指標名	単位	前期計画			数値目標修正理由
		現状値(R2)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
年間利用者数	人/年	32,350	現状値より増加	現状値より増加	修正なし
		後期計画			
		現状値(R7)	中間年目標(R8)	最終年目標(R13)	
		34,989	現状値より増加	現状値より増加	

○関連する個別計画

・第３次宍粟市子ども読書活動推進計画



企画展

資　料　編

１　第２期宍粟市社会教育振興計画中間見直し（後期計画策定）経過

２　第２期宍粟市社会教育振興計画中間見直し（後期計画策定）会議構成員名簿

３　社会教育関連施設一覧

４　用語解説

１　第２期宍粟市社会教育振興計画中間見直し（後期計画策定）経過

開催日	内　　容
令和８年７月３日	＜令和８年度第１回社会教育委員会＞ ・社会教育委員委嘱書交付 ・宍粟市社会教育振興計画中間見直しについて ・意見交換
令和８年１０月７日	＜令和８年度第２回社会教育委員会＞ ・社会教育振興計画中間見直し素案からの修正事項について ・意見交換

２　第２期宍粟市社会教育振興計画中間見直し（後期計画策定）会議構成員名簿

	所　　属　　等	氏　　名
1	兵庫大学生涯福祉学部社会福祉学科教授（アドバイザー）	田　端　和　彦
2	宍粟市社会教育委員会委員長	福　田　洋　平
3	宍粟市社会教育委員会副委員長	田　中　美由紀
4	宍粟市社会教育委員	土　井　景　子
5	宍粟市社会教育委員	西　中　登美子
6	宍粟市社会教育委員、教育関係者	平　田　新　二
7	宍粟市社会教育委員、教育関係者	浅　田　和　典
8	宍粟市社会教育委員、宍粟市連合ＰＴＡ代表	和　田　宗　久
9	宍粟市社会教育委員、宍粟市子ども会連絡協議会会長	衣　笠　孝　典
10	宍粟市社会教育委員、宍粟市文化協会会長	前　野　良　造
11	宍粟市社会教育委員、宍粟市スポーツ協会長	丸　山　記七郎
12	宍粟市社会教育委員	大　垣　陽　子
13	宍粟市社会教育委員	林　幸　一　郎

事務局	教育部長	大　砂　正　則
	教育部次長	鳥　羽　千　晴
	教育部社会教育文化財課長	清　水　将　道
	教育部社会教育文化財課図書館長	宮　辻　貴　之
	教育部社会教育文化財課係長	松　尾　尚　賢

３　社会教育関連施設

種別	施設名	連絡先	FAX	所在地
行政機関及び各生涯学習事務所	宍粟市教育委員会 社会教育文化財課	63－3000 63－3117	63－1063	宍粟市山崎町中広瀬 133-6
	一宮生涯学習事務所	72－2330	72－1596	宍粟市一宮町安積 1347-3
	波賀生涯学習事務所	75－2241	75－2981	宍粟市波賀町上野 257
	千種生涯学習事務所	76－2210	76－8020	宍粟市千種町千草 168
研修・相談・支援機関	宍粟市青少年育成センター	62－8577	62－0065	宍粟市山崎町中広瀬 133-6
	宍粟市立総合教育センター	75－2377	―	宍粟市波賀町安賀 232-1
	宍粟市立教育支援センター	63－3751	―	宍粟市山崎町青木 172-1
市民協働センター	一宮市民協働センター	72－1000	72－1596	宍粟市一宮町安積 1347-3
	波賀市民協働センター	75－2220	75－3599	宍粟市波賀町上野 257
	千種市民協働センター	76－2210	76－8020	宍粟市千種町千草 168
生涯学習センター	生涯学習センター　学遊館	64－7700	64－7711	宍粟市山崎町東下野 18
	一宮生涯学習の館	72－2330	72－1596	宍粟市一宮町東市場 387-9
	はがてらす工房	75－2241	75－3599	宍粟市波賀町上野 2-104
文化施設	山崎文化会館	62－5300	62－8570	宍粟市山崎町鹿沢 88-1
図書館	宍粟市立図書館	62－4620	62－9688	宍粟市山崎町鹿沢 81
	いちのぴあ図書室	72－2330	72－1596	宍粟市一宮町安積 1347-3
	はがてらす図書室	75－2220	75－3599	宍粟市波賀町上野 257
	ちくさ図書館	76－2180	76－2180	宍粟市千種町千草 1-1
展示施設	宍粟市歴史資料館	74－8855	74－8080	宍粟市一宮町三方町 633
	山崎歴史郷土館	63－3117	63－1063	宍粟市山崎町鹿沢 81
	山崎歴史民俗資料館			宍粟市山崎町鹿沢 82-1
	波賀城史蹟公園	63－3117	63－1063	宍粟市波賀町上野 2-208
	波賀歴史伝承の家			宍粟市波賀町上野 2-99
	たたらの里学習館	76－3833	―	宍粟市千種町西河内 1048-38

４　用語解説（50 音順）

ア行		
1	ＩＣＴ	Information and Communication Technology の略。 情報通信技術のこと。
2	アップスキリング	現在就いている職業や業務において、より高度な知識・スキルを身につけ、専門性や能力を高めること。
3	インターネット	世界中のコンピューターなどの情報機器を接続するネットワーク。
4	ＳＮＳ	Social Networking Service の略。インターネット上で人と人のコミュニケーションを形成するサイトで、趣味、出身、その他の共通のつながりにより、人間関係を構築する場を提供するサービス。
5	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態を意味する概念。健康・幸福・生きがい・人生の充実など、多面的な「良い状態」を包括的に表す。個人の幸福だけでなく、家族・地域・社会とのつながりの中で生まれる持続的な幸福も含まれる。
6	AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。人間の知的な活動（認識・判断・推論・学習等）をコンピューター上で再現する技術の総称。大量のデータを学習し、画像認識、文章作成、翻訳、質疑応答などを行う。
7	ＳＤＧｓ	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015 年 9 月国連サミットで採択された、国連加盟国が 2016 年から 2030 年までの 15 年間で達成をめざす国際目標で、「地球上の誰一人取り残さない」ことを理念としている。
8	ＮＰＯ	Non-Profit Organization の略。非営利組織（非営利団体）と訳され、主に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間の団体を言う。
9	オンライン配信	インターネットを経由してデータを求める利用者の元に配信するサービス。ネット配信とも言われる。
カ行		
10	カルチャースクール	社会人のための社会教育の機会を提供する民間の教養講座。
11	グ ロ ー バ ル	地球的な規模であるさま。
サ行		
12	シチズンシップ	市民としての役割や責任を自覚し、社会に貢献しようとする心構え。公共性。
13	人生 100 年時代	医療技術の進歩により、平均寿命が 100 年を超える時代を「人生 100 年時代」と呼ぶ。
14	セミナー	何かのテーマについて興味を持っている人を一般から幅広く募って開催されるイベント。
15	ソーシャルインクルージョン	年齢・性別・国籍・障がいの有無などにかかわらず、すべての人を社会の一員として受け入れ、誰もが排除されることなくともに支え合って暮らせる社会をめざす考え方
タ行		

16	男女共同参画	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することができること。
17	地域コミュニティ	自治会をはじめ、老人会や子ども会など、そこに暮らす地域住民が構成員となって相互に交流しながら、地域づくり活動や、地域課題解決等、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している組織（集まり）のこと。
18	デイジー図書	視覚に障がいのある人や高齢者などを対象としたＤＡＩＳＹ（デイジー）という規格を用いたデジタル録音図書のこと。
19	デジタルアーカイブ	公文書などの公的資料に限らず、出版物や芸術作品といった文化財も含む知的資源をデジタル化したうえで保存し、さらにそのデータを公開することで、多くの人がインターネット上で共有・利用できる仕組み。
20	デジタル･ディバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
21	デジタルトランスフォーメーション	デジタル技術を活用して、業務やサービス、組織のあり方を変革すること。
	ナ行	
22	ニーズ	人が生活する中で必要性があるものやサービス。要求や要望。
	ハ行	
23	パブリックコメント	行政機関が政策を実施するために政令や法令を定めたり、制度の改廃をする際、事前に案を公表して一般から意見を募り、その意見を考慮して最終決定を行うこと。 意見公募。
24	バリアフリー	もともとは建築用語でバリア（障壁）をフリー（のぞく）にすること。高齢者や障がいのある人だけではなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除き、生活しやするすることを意味する。
25	ＰＤＣＡサイクル	Plan-Do-Check-Action(計画―実行―評価―改善)の手順を繰り返すことにより、事業活動を常に向上させていこうとする管理手法のこと。
26	フォーラム	集団での討論を行うことや討論の場を指す言葉として用いられています。
27	ファシリテーター	物事を容易にできるようにする進行役のこと。また世話人。集会・会議などで、テーマ議論に沿って発言内容を整理し、中立的な立ち位置から意見の対立を調整したり、積極的な意見交換を促したりする役。
28	ポータルサイト	インターネット上を利用して目的の情報に行き着くため、閲覧者が最初にアクセスする入口の役割をもったウェブサイトのこと。ホームページを見るとき最初に表示されるウェブサイトのこと。
	ヤ行	

29	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が使いやすいように、製品や建物・環境をデザインする考え方のこと。「すべての人のためのデザイン」
	ラ行	
30	ライフスタイル	衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりを指す。生活様式・仕方。人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
31	ライフステージ	人間の一生における各段階のこと。人の一生を年齢によって、幼年期・少年期・成人期・老年期などに区分した、それぞれの時期。
32	リカレント教育	一般に「社会人の学び直し」のことであり、就職してからも、生涯にわたって、教育と他の諸活動（労働、余暇など）を交互に行うといった概念。
33	リスキリング	技術革新や産業構造の変化に対応するため、新しい職業や業務に必要となる知識・スキルを学び直すこと。
34	レクリエーション	仕事や勉強などの日常生活の疲れをいやすための休養や気晴らし、または娯楽のこと。
35	レファレンス業務	図書館の利用者が何かを調べたい時、図書館員が図書館の資料などを使って情報の提供や回答をすること。
	ワ行	
36	ワークショップ	参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会などを指す言葉として浸透している。

第２期宍粟市社会教育振興計画（後期計画）

令和９年３月発行
発　行　宍粟市教育委員会
〒671-2593
兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
電　話　0790（63）3117
ＦＡＸ　0790（63）1063
E-mail　shakaikyoiku-kk@city.shiso.lg.jp
編　集　宍粟市教育委員会社会教育文化財課